新潟県立小千谷高等学校
部活動における体罰･暴言･ハラスメント等の不適切な指導根絶宣言

一、　私たちは、不適切な指導をしません。

一、　私たちは、不適切な指導を容認しません。

一、　私たちは、不適切な指導を見逃しません。

令和8年 11 月

新潟県立小千谷高等学校　部活動に係る活動方針

令和８年 11 月 20 日

１．目標

（１）部活動は学校教育の一環として実施する。
（２）「文武両道」の実現に向け、心身を鍛え充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。
（３）技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

２．本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

陸上競技、剣道、登山、卓球、ソフトテニス、野球、バレーボール、バスケットボール、スキー、サッカー、テニス、バドミントン、英語、書道、美術、文芸、吹奏楽、華道、箏曲、家庭・文化福祉、茶道、写真

（２）活動時間及び日数について

①　**活動時間**　学期中　平日２時間　　週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）
　　長期休業中　平日・週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）

②　**休養日**　平日１日以上、週休日等１日以上の週２日を設けることを原則とし、年間で 100 日以上、うち週休日等に 50 日以上を設定する。
　　別紙「年間活動計画」による。

③　**その他**

- 定期考査１週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- 平日の休養日の変更は可能な限りその週の中で補い、週休日等の休養日の変更はその月を含め、３か月以内に補う。

（３）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。
①高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援の大会とする。
②その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

３．部活動運営について

（１）体罰・暴言・ハラスメント等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰・暴言・ハラスメント等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰・暴言・ハラスメント等のない指導に徹する。

（２）保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。